

栗原市公告

公 告

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 1 1 月 9 日

栗原市長 佐藤 智



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	森林の見込み面積	筆数	森林所有者数	経営管理権の終期	備 考
1	築館地区	0.10ha	1 筆	1 名	2030. 3. 31	整理番号 築 6
2	高清水地区	0.30ha	2 筆	1 名	2030. 3. 31	整理番号 高 1
3	瀬峰地区	0.12ha	1 筆	1 名	2030. 3. 31	整理番号 瀬 1

2 縦覧場所

栗原市農林振興部農林畜産課（栗原市役所ふるさとセンター2 階）

※栗原市ホームページにて閲覧できます。

（リンク先 <https://www.kuriharacity.jp/index.html>）

3 権利の設定

本公告により、栗原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定される。